日本 STEM 教育学会

会則

第１章　　総　則

（名称）

第１条　本学会は、日本 STEM 教育学会と称し、英文名を JAPAN SOCIETY FOR STEM EDUCATION とし、英文略称を JSTEM とする。

（主たる事務所の所在地）

第２条　本学会は、主たる事務所を東京都新宿区西新宿２丁目１番１号新宿三井ビルディング 12 階に置く。

（目的）

第３条　本学会は、これからの STEM 教育のあり方を考え、国内外の機関などとも連携して活動し、21 世紀社会に必要な資質・能力の育成に寄与することを目指し、次の事業を行う。

(1)　研究会活動、全国大会開催、シンポジウムやセミナーの開催
(2)　論文誌、会誌、ニューズレターおよび図書の発行
(3)　国内外の機関との連絡および協力
(4)　STEM 教育に関する情報の収集や研究
(5)　STEM 教育の研究、普及および活動に関する実績の表彰
(6)　その他、上記の目的を達成するために必要な事業

第２章　　会員

（種別）

第4条　本学会の会員は、次の3種とする。

(1)　正会員　　本学会の目的に賛同して入会した個人
(2)　学生会員　　本学会の目的に賛同して入会した学生
(3)　賛助会員　　本学会の維持に協力する法人および団体

（入会）

第５条　会員となる者は、所定の様式による入会申し込みをし、理事会及び代表理事の承認を得て、別に定める入会金および当該年度の会費を納めるものとする。

（会員の資格の喪失）

第６条　会員は次に掲げる自由により、その資格を喪失する。

(1)　退会を届け出た場合

(2)　会費を滞納した場合

(3)　死亡又は解散

(4)　除名

（退会）

第７条　会員はいつでも退会することができる。但し、予め、１箇月以上前に学会に対して、所定の様式による退会の予告をするものとする。

（除名）

第８条　本学会の会員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

(1)　本学会の会則に違反した場合

(2)　本学会の名誉を棄損した場合

(3)　本学会の目的に反するような行為をした場合

(4)　本学会の運営に著しく支障をきたす行為をした場合

第3章　　役　員

（役員の設置）

第9条 本学会に、次の役員を置く。

（1）　理事3名以上11名以内

（2）　監事3名以内

（3）　編集委員

2 理事のうち1名を本学会の代表理事とする。
3 編集委員のうち1名を編集委員長とする。

（役員の選任）
第10条　理事及び監事は、理事会の決議によって選任する。
2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第11条　理事は、理事会を構成し、本会則で定めるところにより、職務を執行する。
2 代表理事は、本会則で定めるところにより、本学会を代表し、その業務を執行する。
3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第12条　監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。
2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本学会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第13条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし再任は妨げない。
2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する会員総会の終結の時までとする。ただし再任は妨げない。
3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4 理事又は監事は、第7条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第14条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第4章　　会　議

（種別）

第15条　本学会の会議は、会員総会及び理事会の2種とする。

（会員総会の構成）

第16条　会員総会は、会員をもって構成する。

（会員総会の開催）

第17条　会員総会は、毎事業年度1回、または理事会が必要と認め召集の請求をした場合、または会員の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

（会員総会の招集）

第18条　会員総会は、代表理事が招集する。

（会員総会の議長）

第19条　会員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（会員総会の議決権）

第20条　会員総会における会員及び賛助会員の議決権は1票とする。

（会員総会の決議事項）

第21条　会員総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業報告および収支決算の承認

(2) その他本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

（決議）

第22条　会員総会の決議は、議決権を有する会員の10分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席した会員の過半数をもって決する。

（決議の省略）

第23条　理事又は会員が、会員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

（会員総会の議事録）

第24条　全体会の議事録は，議長が作成し，議長および出席者2名以上が記名押印する。

第5章　　理事会

（構成）

第25条 本学会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第26条 理事会は、次の職務を行う。

(1)　本学会の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　代表理事の選定及び解職

(4)　会則の変更
(5)　解散及び合併
(6)　会員の除名
(7)　事業報告及び収支決算
(8)　会計監査の選任又は解任、職務及び役員の報酬の決定
(9)　入会金及び会費の額の決定
(10) 解散における残余財産の帰属の決定
(11) その他運営に関する重要事項の決定
(12) 理事会の決定事項の会員総会への報告

（招集）
第27条 理事会は、代表理事がこれを招集する。
2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（理事会の議長）
第28条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（決議）
第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、出席したものとみなす。

（議事録）
第30条 理事会の議事については、議事録を作成する。
2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第6章　　事業計画

（事業年度）

第31条　本学会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第32条　本学会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更生）

第33条　予算成立後にやむをえない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、規定予算の追加または更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第34条　本学会の事業報告書及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事による監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第35条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第７章　　会則の変更

（会則の変更）

第36条 本会則は、理事会の全会一致の決議によって変更することができる。

第8章　　運営事務局

（事務局の設置）

第37条　本学会に、本学会の事務を処理するため、運営事務局を設置する。

2 運営事務局には、運営事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第38条　運営事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

（組織及び運営）

第39条　運営事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第9章　　補　則

（細則）

第 40 条　この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附　則

1. 本会則は、本学会の成立の日から施行する。
2. 本学会の設立当初の役員は、別表1のとおりとする。
3. 本学会の設立当初の役員の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、本学会の成立の日から平成30年3月31日までとする。
4. 本学会の設立当初の事業年度は、第27条の規定にかかわらず、本学会の成立の日から平成30年3月31日までとする。
5. 本学会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第28条の規定にかかわらず、設立幹事会の定めるところによる。
6. 本学会の設立当初の入会金及び年会費は、別表2のとおりとする。

別表1　　設立当初の役員

役 職 名	氏名
代表幹事	新井健一
幹事 (50音順)	赤堀侃司、安西祐一郎、石戸奈々子、 白水始、中川一史、谷内正裕
会計監査	住谷徹

別表2　　設立当初の入会金及び会費

会員の種別	入会金	年会費
正学会員（個人）	0円	5,000円
学生学会員（個人）	0円	3,000円
賛助学会員（団体）	0円	1口　50,000円(1口以上)

2023年9月8日　改定

2024年8月15日　改定